

就労移行支援事業所  
就労継続支援A型事業所  
就労継続支援B型事業所

} 管理者様

戸田市障害福祉課長  
(公印省略)

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における在宅支援の取扱いについて(通知)

平素より、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省・こども家庭庁から令和5年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」において、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけの変更(令和5年5月8日以降)に伴う臨時的な取扱いの変更が示されました。

戸田市においては、臨時的な取扱いのもと、在宅支援希望者に対しては、障害福祉課への個別支援計画書の提出や計画相談支援事業所からのモニタリング報告書の提出などで支援の実績や成果を確認しサービス提供を認めていたところですが、当該取扱いが令和5年5月7日を以って終了することとなりました。

ついては、令和5年5月8日以降の在宅支援の取扱いについて以下のとおり定めますので、在宅支援希望者に係る届出書の提出等、ご対応をお願いいたします。

## 記

### 1 在宅支援の対象者

就労移行支援及び就労継続支援A型・B型のサービス利用者で、コロナ禍における臨時的な対応としてではなく、在宅支援を希望する対象者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると障害福祉課が判断した者

### 2 障害福祉課への届出書類

- (1) 在宅支援の利用に関する届出書
- (2) その他、障害福祉課から求められたもの

### 3 提出先

障害福祉課

### 4 その他

- (1) 届出については、支給申請ごと(新規・変更・更新)に申請書に併せて提出が必要となります。
- (2) 令和5年5月8日以降にも引き続き在宅支援を希望する場合は、(1)にかかわらず速やかに「在宅支援の利用に関する届出書」の提出をしていただきます。

- (3) 在宅支援を実施する場合の要件については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知、最終改正 令和3年3月30日障障発0330第2号）2（3）在宅において利用する場合の支援について」をご確認ください。

【参考】

次のアからキまでの要件を満たすこと。また、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を障害福祉課から求められた場合には、提出できるようにしておくこと。

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。
- (4) 在宅支援の利用を認めた対象者については、障害福祉サービス受給者証に在宅支援を認めた旨の記載をします。なお、既に受給者証の発行を受けていて、申請者、通所事業所、計画相談支援事業所及び障害福祉課において認識の共有ができている場合は、次回の受給者証発行の際に、当該文言について印字するものとします。
- (5) 在宅支援の利用対象者については、計画相談支援事業所に対し在宅支援を実施する旨を情報共有するよう努めてください。
- (6) 在宅支援を実施した日については、国保連請求（伝送）の実績記録票の備考に在宅支援を実施した旨を記入してください。

備考に記入が困難な場合、障害福祉課から電話等にて支援内容の確認をさせていただきます。

戸田市健康福祉部障害福祉課 障害者支援担当  
〒335-8588  
戸田市上戸田1-18-1  
電話：048-441-1800（内線699・283）  
FAX：048-444-5588  
e-mail：syogai fuku@city.toda.saitama.jp